

令和5年度「稼ぐ力」向上のためのプロモーション
(映像媒体を活用した情報発信)業務委託 仕様書

1 事業名

令和5年度国内誘客プロモーション(映像媒体を活用した情報発信)業務委託

2 事業の目的

- ・ 令和4年度に鹿児島県が実施した観光マーケティング調査によると、「今後旅行する場合、どのようなグループで行くか」という問いに対し、30代、40代においては「家族旅行(子連れ)」と回答した割合が1番高く、50代においてもその割合は高い。
- ・ 令和4年度の観光マーケティング調査の結果によると、「旅行先を決めるきっかけとなる情報源は何か」という問いに対して30代から50代においては「テレビ(バラエティ・情報番組)」と回答した割合が1番高い。
- ・ これまでも映像媒体を活用したプロモーションを実施してきたが、プロモーションの結果どのくらいの誘客につながったのか具体的な数値が分からない、という課題があった。
- ・ これらの状況を踏まえ、今回新たに旅行商品を造成し、九州圏内で放送される番組の中で家族で楽しめる旅行の提案と造成した旅行商品の紹介を一緒にすることで、実際の送客数や利用状況で効果が見える形のプロモーションを実施し、本県への誘客を図る。

3 用語の定義

(1) 情報番組

テレビ局が制作する地域の食・温泉・景勝地などを紹介する番組。

4 業務委託内容

(1) 旅行商品の造成

メインターゲットである30代から50代の家族旅行をする人が鹿児島を訪れたいと思うような旅行商品を造成すること。

(2) 情報番組の選定

以下の条件を踏まえ、本県観光情報を発信する情報番組を選定すること。

放映エリア：九州圏内(鹿児島を除く)

放映本数：1本以上。ただし福岡での放映は必須とする。

放映時期：令和5年10月以降

想定する視聴者：30～50代の県外(九州内)の人

想定する放映時間帯：平日20時以降または土日

想定する誘客時期：令和5年11月～令和6年1月

※ 情報番組の選定にあたっては、最も効果的な情報発信となるよう、放映本数や放映時間帯等を検討すること。

(3) 情報番組を活用した情報発信

① テレビ局と連携して、情報番組の枠内で以下に示す情報を発信すること。

ア (1)で作成した旅行商品を番組内で紹介すること。

イ 1本の放送内で、2つ以上の観光素材を扱うこと。

ウ 幅広い年齢層で楽しめる体験(伝統文化ものづくりや歴史など)や温泉巡り等、家族で楽しめるような旅行を提案すること。

また温泉巡りを番組内で扱う場合でも、温泉以外の幅広い年齢層で楽しめる体験を必ず1つ番組内で紹介すること。

エ 発信する情報は観光消費の促進や長期滞在につながる内容とすること。

オ 放映する観光情報については、鹿児島地域、南薩地域、霧島地域より発信すること。

② 発信する情報は、ターゲットとする30～50代の県外(九州内)の人が視聴することを想定して作成すること。

③ 鹿児島県のPRキャッチコピー「南の宝箱 鹿児島」を踏まえた情報発信とすること。

(4) 効果の測定と分析

① 情報発信の効果の目標値を定め、定量的な効果測定(視聴率、視聴者の属性(年齢、地域等))を行うこと。

② 旅行商品の販売状況を把握すること。

③ ①, ②で得たデータに基づき、情報発信の効果进行分析すること。

④ 本事業の結果をもとに、今後の効果的な情報発信の提案を行うこと。

(5) 内容等について、委託者と十分に協議し決定すること。

5 履行期限

令和6年2月29日(木)

6 事業完了の報告等

委託業務終了時には、速やかに委託業務一切を記録した報告書を作成するものとし、作成した報告書は、本事業の実績報告時に2部提出し、併せて報告書の電子データを提出するものとする。

7 成果物等

受託者が提出すべき成果物は次の(1)~(3)とする。

(1) 情報番組のデータ(録画等)を保存したDVD

(2) 放送・配信したことを証明する確認書(放映・放送確認書など)

(3) 報告書

8 業務遂行上の留意事項

(1) 本業務の目的及び内容に沿った実施計画を作成し、契約締結後、速やかに業務内容及び構成素案についての打ち合わせを委託者で行うこと。

また、業務の準備及び実施状況について、随時報告及び打合せを委託者で行うこと。

(2) 情報番組の内容については、委託者と協議しながら必要な調整を行うこと。

(3) 映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション等の付加、テロップやメッセージの付加等の作業を行い、完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

(4) 使用する音楽は、オリジナルまたは著作権等の一切の権利関係を、受託者の責任で処理したものを効果的に使用すること。

(5) 事業の実施にあたっては、鹿児島県の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

9 著作権・特許権

(1) 出演者及び第三者の著作権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(2) 第三者からの意義申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

10 実施計画

企画提案された計画に基づき実施していくが、詳細な業務の実実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

11 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加

提案があれば、積極的に提案すること。

なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。

12 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については、事前に委託者と十分協議すること。